

文化芸術振興課 Facebook ページ利用要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県文化芸術振興課がFacebook ページを県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Facebook

Facebook, Inc. がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

(2) Facebook ページ

特定の企業やブランド、またはアーティストや有名人などが、ユーザーとの交流を図るためのページをいう。

(3) 公式ページ

文化芸術振興課が運用する次のFacebook ページをいう。

ページ名：アール・ブリュットネットワーク

アドレス：<https://www.facebook.com/art.brut.network>

(運用管理者)

第3条 公式ページの運用管理は、文化芸術振興課長（以下「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式ページの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式ページ上への情報の掲載及び削除等の承認、指示

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式ページへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

(掲載情報)

第5条 公式ページでは次に掲げる情報を提供する。

(1) アール・ブリュット等の取組に関する情報

(2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 文化芸術振興課が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式ページでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下「コメント等」という。）を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
 - (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
 - (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
 - (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
 - (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
 - (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
 - (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
 - (9) わいせつな表現を含むもの
 - (10) 掲載記事と無関係なもの
 - (11) (1)から(10)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
 - (12) その他、運用管理者が不適切と判断するもの
- 2 利用者からのコメント等について、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

(著作権)

第7条 公式ページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式ページのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第9条 滋賀県は、公式ページに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

- 2 滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は文化芸術振興課長が別に定める。

付則

本要領は、平成30年5月21日から施行する。

本要領は、平成31年4月1日から施行する。